

一般社団法人日本競輪選手会北海道支部自転車競技普及・振興事業
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、一般社団法人日本競輪選手会北海道支部（以下「選手会北海道支部」という。）が実施する自転車競技の普及・振興事業に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、北海道における自転車競技者の競技技術および資質の向上を図る活動を行い、自転車競技の普及・振興および競輪の健全な発展に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、選手会北海道支部が行う次に掲げる自転車競技普及・振興事業で市長が認めるものとする。

- (1) 人材育成事業
- (2) 広報普及事業
- (3) イベント開催事業
- (4) 市長が特に必要と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に要する経費で、市長が認めるものとする。

- 2 前項補助対象経費に他の団体等から本補助金以外の交付金等（以下「特定財源」という。）が充当される場合、当該補助対象経費から当該特定財源を控除した額を補助対象経費とする。
- 3 補助対象経費は前項までに規定する経費のうち、消費税および地方消費税額を除いた金額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、予算の範囲内で補助するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。